

国の中小企業対策に関する重点要望

2019年7月11日

東京商工会議所

わが国経済は、個人消費は依然として力強さに欠けるものの、人手不足対応の省力化など民間企業の設備投資は底堅く、内需は比較的堅調である。一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などリスク要因の広がりによる世界経済の緩やかな減速を受け、輸出が減少するなど、先行きの不透明感が増している。とりわけ、世界各国への保護主義の広がり、グローバリズムの恩恵を享受してきたわが国にとって憂慮すべき状況にある。本年10月に予定されている消費税率引上げによる需要の反動減や東京オリンピック・パラリンピック特需の終了など、今後の景気への影響を懸念する声も聞かれている。令和の新時代に、わが国の成長する力を育てていくためには、日本の企業数の99.7%、雇用の約7割、付加価値額の約5割を占める中小企業・小規模事業者が新製品・新サービス開発などのイノベーションに取り組み、新たな価値を生み出すことで、稼ぐ力を向上していくことが必要不可欠である。

現在、中小企業は深刻さを増す人手不足にともなう経営の持続性確保に直面している。働き方改革に取り組み、外国人材や女性、高齢者など多様な人材を活用するとともに、収益力を増やし、付加価値増大を図る必要がある。中小企業が経営の持続性を確保するためには、生産性向上が必要不可欠であり、その切り札となるのはICTの活用である。「Society 5.0」の到来に代表されるICT技術の急速な進展へ対応し、IoTやAI、ビッグデータ、ロボットなど新たな技術を取り込むことで、新製品や新サービス開発につなげるとともに、業務効率化を進める必要がある。一方、不公正な取引環境や不合理な商慣習が中小企業の生産性向上を阻害していることから、サプライチェーン全体で是正する取り組みを進めるとともに、本年4月より開始された大企業の働き方改革の影響が中小企業にしわ寄せされないよう、公正な取引環境実現のための監視や指導を徹底すべきである。

また、経営者の高齢化に伴う大企業承継時代への対応も喫緊の課題である。抜本拡充された事業承継税制の利用を促進するとともに、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、引き続き中小企業の価値ある事業の円滑な承継に取り組んでいく必要がある。

上記の課題解決へ向けた取り組みは自助努力が前提ではあるものの、経営資源の限られた中小企業・小規模事業者には限界があることから、政策面での後押しや環境整備・制度改革をきめ細やかに行うべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。また、いずれの施策・制度においても、中小企業が必要な情報を入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行など、中小企業のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用を図られたい。当商工会議所は、中小企業の持続的成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

I. イノベーションと新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

1. 新製品・新サービス開発に対する支援

(1) 新市場や成長産業進出に向けた取り組みの後押し

第四次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、業種や企業規模を問わず、新製品・新サービスの開発によるイノベーションに取り組む必要がある。中小企業においても、変化へ対応し新たな取り組みを検討しているものの、経営資源の不足により挑戦を躊躇する企業も多い。中小企業の前向きな挑戦を後押しすべく、アイデアの検証から研究開発に要する費用を助成する制度を創設されたい。あわせて、挑戦する企業をさらに後押しする「中小企業技術革新制度（S B I R）」においては、各省庁におけるS B I R特定補助金への指定増加などにより、より多くの中小企業へ参入機会を提供されたい。

「ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金」は、設備投資促進により中小企業・小規模事業者の革新的な取り組みを支援するものとして多くの事業者に活用され、新製品・新サービスの開発や生産性向上につながっている。より多くの企業のチャレンジを後押しすべく、事業展開や成果に関する事例を発信し、当初予算で措置する予算額を含め全体の予算額を拡充するなど、引き続き支援を継続されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 新製品・新サービスに係る事業構想の検証から開発までの支援（検討・開発に要する原材料費や外注加工費、市場調査費用などを助成する制度の創設）
- 中小企業技術革新制度（S B I R）の拡充
- ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金の継続・予算額の拡充
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのICT投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化

(2) 先端技術への対応や導入に向けた支援

新製品・新サービスおよびビジネスモデルの開発を促進するためには、個社の取り組みに加え、産業全体による取り組みを推進する必要がある。データを介して機械と技術、人がつながり、経済発展と社会的課題の解決につながる「S o c i e t y 5 . 0」の実現に向けて、I o Tやロボット、A Iなどの新技術導入や、流通BMSやF i n T e c hに代表されるプラットフォームの変革を強力に推進すべきである。一方で、その大きな変革の波に取り残され、バリューチェーンやサプライチェーンから退出を迫られる中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細やかな支援が必要である。

また、大学や研究機関による支援を強化するとともに、新技術を持つ中小企業の発掘と活用推進を行うべきである。新技術の導入に際しては、実証や実現可能性に係る調査を慎重に行う必要があることから、その取り組みを行う中小企業にノウハウを提供するとともに、費用に対する補助制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣府＞

- 「Society 5.0」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通BMSやFinTech等）および中小企業への導入支援
- IoT、ロボット、AIなど新技術の積極的な活用、およびそれらを用いた新たな事業分野や成長産業に対する参入支援、好事例の周知強化
- 新技術導入にあたっての実証や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
- 中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化

（３）オープンイノベーションの加速化に向けた支援

新製品やビジネスモデルの創出に関して、産学公や企業間の連携による取り組みは、各々の弱みを補完するとともに、強みが掛け合わされることで相乗効果を生み出し、付加価値を一層高めるものとして有効である。マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成を強化されるとともに、コーディネーターと大学などとのマッチングにも取り組まれない。

さらに、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【要望内容】＜文部科学省、内閣府、経済産業省、特許庁＞

- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化（再掲）
- ベンチャー企業と既存企業とのマッチング支援
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

2. 中小企業の挑戦を後押しする事業性評価融資の推進

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、中小企業においても利益率の改善が見られ、2018年度中小企業白書によると、資金繰りDIはリーマンショック以前の水準を超えて、回復基調にある。一方で、当商工会議所の調査によると、民間金融機関の貸出姿勢DIは2015年10-12月期を境に、緩やかな悪化傾向にあり、中小企業の中にはスムーズに資金を調達できていない企業も見受けられる。今後の中小企業のさらなる成長を後押しすべく、積極的な金融支援を図られたい。

2016年に「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、今後「金融検査マニュアル」の廃止が予定されている。金融庁におかれては、金融機関が、以前の担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業の内容や成長可能性など企業の事業性を適切に評価し、融資や本業支援を図るよう、引き続きの指導を図られたい。企業の事業性を適切に評価する入口として、金融機関と経営者とが同じ目線で企業の状態を把握し、情報の非対称性解消に資する「ローカルベンチマー

ク」は極めて有効である。しかし、中小企業経営者の認知度が未だに低いことから、金融機関より活用促進を図るように取り組まれない。

また、現在、運転資金を含め企業の借入は長期融資が大半であり、企業の運転資金構造に即した借入形態となっていないのが実態である。金融機関は、企業の事業を真に理解するとともに、適した融資形態を使用すべきである。特に、専用当座貸越は、企業のキャッシュフローの改善が図られるだけでなく、金融機関にとっても、継続的なモニタリングを通じて、より企業の実態把握が可能となることから活用の促進を図るべきである。

2013年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業、創業して間もない経営者、事業を承継しようとする企業の後押しを図るものである。しかし、その認知度は十分とはいえず、当商工会議所が行った調査においても、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えている。そのため、中小企業の身近な存在である金融機関より、「経営者保証に関するガイドライン」について周知の徹底を図られたい。他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、ローカルベンチマークや知的資産経営書の作成支援などの経営支援強化や、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

また、信用保証協会では、2018年4月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いを始めた。しかし、経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、要件の見直しを図るとともに、事業者への普及促進を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

- 「金融検査マニュアル」廃止後を見据えた事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用、企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供の推進
- 中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた支援強化
- 信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、および周知活動の徹底、事業性評価の推進
- 経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及推進
- 「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」について、金融機関のさらなる理解促進と作成支援事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）の周知強化

3. 取り組みの実態に即した施策の運用

中小企業のさまざまな取り組みを後押しする上では、ニーズに応じた支援施策を設けるとともに、利用を促進する仕組みづくりが必要である。一方で、平成30年度第2次補正予算で措置されたものづくり補助金について、公募開始から第一次締め切りまでの期間が5日間、採択

から実行完了までが8か月間であるなど非常に短期間であり、中小企業の経営者には利用しづらい仕組みとなっている。高い挑戦意欲を持ち、新たに施策を活用して取り組みを行おうとする中小企業・小規模事業者の利用機会を確保するため、公募期間や採択から設備設置・実行完了までの期間を十分に設けられたい。

また、近年、各施策の利用が相互の加点要素となるなど、企業のさまざまな取り組みを後押しする仕組みとなっているが、同時に、中小企業にとっては複雑で分かりづらい制度となっている。「ミラサポ」ほかWEBサイトなどを通じて事業者に分かりやすく周知するとともに、よりニーズや実態に即して簡素化を図られたい。

【要望内容】＜財務省、総務省、経済産業省＞

- 十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～設置・実行までの期間拡大
- 各施策の単年度での予算措置の見直し
- 複雑化する加点要素などを整理した、事業者に対する各施策の分かりやすく迅速な周知（「ミラサポ」の運用改善）

Ⅱ．稼ぐ力創出への取り組み支援

1．ICT活用の“発火点”に向けた支援強化

ICTの利活用は、企業の規模や業種を問わず、業務効率化や生産性向上を考える際に避けては通れない道である。一方で、当商工会議所のアンケート調査では、「活用している」と答えた企業は直近の2年間でも半数ほどに留まっており、特に小規模事業者からは、「必要性や具体的な活用イメージを持ってない」といった声が聞かれている。ICT利活用による生産性向上を地域の中小企業・小規模事業者全体に広げ、ICT利活用の“発火点”につなげる上では、専門知識とICTツールを提供できる情報サービス業の事業者が大きな役割を担うこととなる。その役割を安定的に果たすには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数6人以上20人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」は、初めてICTツールを導入する事業者にとっても活用しやすく、今般、補助上限額が大幅に引き上げられたことで、対象となるツールの拡充も期待されている。本事業などを利用して生産性向上を実現した好事例の周知により、未活用の事業者に対してICTツール導入の必要性に対する「気づき」を促すとともに、導入前の経営診断や業務見える化で費用対効果の検証を支援することが導入の後押しとなる。さらに、導入後のフォローと効果測定から改善策の検討につながるPDCAサイクルの確立が重要となるため、伴走型支援を強化すべきである。

また、人手不足が深刻化する中にあることは、ICTなど新たな技術の導入を検討しても、「社内で使いこなせる人材がいない」「従業員に活用法を指導する余裕がない」といった事由から、具体的な取り組みに至らなかったり、想定していたような成果が上がらない場合もある。ICT導入による成果を最大化するため、中小企業の社内でICT導入や活用を先導する人材の育

成支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省＞

- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5人以下」から「20人以下」への拡大
- ICTツール導入・活用のPDCAサイクル確立に向けた、専門家や地域の情報サービス事業者による伴走型コンサルティング支援強化（サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続・拡充（予算額の拡充、ハードウェアへの対象拡充、補助率の引上げ（2分の1→3分の2）、および下限額の撤廃）および導入事例の積極的な発信
- 中小企業経営者・従業員のITリテラシー向上に対する支援（ITパスポートや情報処理技術者試験、ITコーディネータなどIT資格取得の奨励や助成等）
- 中小企業でICTツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの支援拡充）
- 「身の丈IT」促進に向けた、「スマートものづくり応援隊」などによる知識習得支援および導入事例の積極的な発信
- 生産性向上およびサプライチェーンのデジタル化に資する中小企業共通EDIの普及促進

2. 働き方改革や多様な人材の確保・活躍推進

（1）中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、生産性向上と多様な人材の活躍を推進するきっかけとなるものであり、「働き方改革関連法」の考え方にも基本的に賛同する。同法は本年4月より施行されているが、人手不足が深刻化する中、祝日の増加も重なって、対応に苦慮する声が都内中小企業から多くあがっている。引き続き、同法の内容や中小企業における取り組みの好事例について十分な周知を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの相談対応や、環境整備に対する助成の拡充など、企業内の体制整備に対するきめ細やかな支援を行うべきである。特に、時間外労働の上限規制に関しては、行政官庁の助言・指導について、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮する」との規定が盛り込まれていることから、各地の労働基準監督署における中小企業への丁寧な対応を徹底するよう求める。

また、先行して取り組みを始めた大企業からの要請で、現状の人員体制では対応できないほどの納期短縮や発注量の増加などが発生し、長時間労働を強いられている中小企業も多い。個社の取り組み支援とあわせて、中小企業の働き方改革を進める適正な取引環境整備のため、大企業の働き方改革によるしわ寄せ防止に向けた監視を強化されたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会＞

- 中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細やかな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
- 「同一労働・同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容

の周知徹底と好事例の周知による中小企業の取り組み促進

○行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」を踏まえた対応の徹底

○大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化

（２）中小企業の実態を踏まえた最低賃金の引上げ水準の決定

近年、最低賃金については、「年率３％程度を目途として、名目ＧＤＰ成長率にも配慮しつつ引上げ、全国加重平均が１,０００円になることを目指す」という政府目標により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、大幅な引上げが続いている。くわえて、６月２１日に閣議決定された「骨太の方針」では、「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む」としつつも、「より早期に全国加重平均が１,０００円になることを目指す」という新たな政府目標が設定された。

当商工会議所がかねてから主張しているとおり、最低賃金の審議では、名目ＧＤＰ成長率をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率（２０１８年：１.４％）など中小企業の経営実態を考慮することにより、納得感のある水準を決定すべきである。政府においては生産性向上や取引適正化への支援などにより中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備されたい。

【要望内容】＜内閣府、経済産業省、厚生労働省＞

○最低賃金の審議においては名目ＧＤＰ成長率をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を十分に考慮すること

○生産性向上や取引適正化への支援などにより中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すること

（３）多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

労働力の減少という構造的問題を抱える中、中小企業の人手不足はかつてないほど深刻化しており、事業継続が危ぶまれる企業も出始めている。今後もわが国が経済規模の縮小を防ぎつつ、成長し続けるためには、外国人材、女性、若年層、高齢者といった多様な人材を確保し、活躍できる環境を整備することが必要である。

今般の新たな在留資格「特定技能」の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受け入れることが想定される一方、外国人材が日本人と同等に活躍するためには、受入れる企業が外国人材の文化や慣習を理解し、社内体制を整備しなければならない。したがって、本制度に関する周知およびマッチングに対する支援のほか、受入れ企業の担当者を対象とした研修事業を創設するなど、中小企業の外国人材受入れに対する支援に取り組まれない。

「生涯現役社会」の実現に向けて、「高齢者」のさらなる労働参画が期待され、その推進にあたっては、企業の自主的な取り組みを後押しすることが必要である。中小企業における高齢者雇用の取り組みに関する好事例を周知するとともに、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ拡充、高度な技術や知識・経験・ノウハウを有する大企業などＯＢ人材と中小企業とのマッチング強化などに取り組まれない。

「女性」については、中小企業における一般事業主行動計画の策定を一層後押しするため、仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組まれない。くわえて、人材採用や消費者・取引先へのＰＲ効果など女性活躍推進法に関する周知と取り組みの好事例の発信強化を進

めるとともに、一般事業主行動計画を策定した事業者に対するインセンティブを拡充されたい。

「若年層」に対しては、職業観や就業観を醸成し、将来の主体的な職業選択につながる取り組みとして、インターンシップ・職場体験が有効であるが、中小企業にとっては、実施時における人員配置や費用が大きな負担となっている。インターン生受入れへの動機づけとなるよう、中小企業に限り、学生が自ら希望する場合は、インターンシップ・職場体験で得た学生情報を、広報活動・選考活動解禁後、採用活動に活用できるようにすべきである。

【要望内容】＜厚生労働省、内閣府、文部科学省、法務省＞

- 中小企業の外国人材受入に対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入業種・分野のさらなる拡大等）
- 高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化
- 大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）
- 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充等）
- 若年層の採用に対する支援（インターンシップ・職場体験推進に向けた負担軽減やノウハウの提供、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充）等）

（４）新たな挑戦や生産性向上のための人材育成に対する支援

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。しかし、中小企業・小規模事業者は経営資源が乏しく、自社だけで人材育成の体制整備を行うことは難しい。そのため、ＩＣＴ関連のスキル強化など産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しいなどの課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、ＩｏＴ、ＡＩなど新たな技術革新に対応するため、また、転職・再就職などにより新たな職域にチャレンジする人材を支援するため、社会人の「学び直し」（リカレント教育）は欠かすことができない。労働者の就業年数の伸長が予想される中、今後、キャリアチェンジを迫られる中高年齢層が増加することが見込まれる。このため中高年齢層が新たな技術・スキルを身につける契機として人材開発支援助成金を活用できるよう、例えば 50 歳以上の従業員を受講させた際に助成率を上げるなど、制度のさらなる拡充が望まれる。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上への効果が認められ、中小企業での取り組みが全国的に拡大し始めているが、一層の普及を図るとともに、とりわけ実践に向けた支援の強化に努められたい。同時に、スポーツ実施率の向上

では、特に働き盛り世代の 20 代～50 代へのアプローチが課題であり、従業員の健康増進に向けた職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞

- 産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発の充実
- ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進等）
- 「社会人の学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業に対するインセンティブの付与（人材開発支援助成金の助成対象拡大、および中高年齢層に新たな技術・スキルを習得させる際の助成率引上げなど、制度のさらなる拡充）
- 健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援および、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

3. 生産性向上を阻害する取引環境の是正

新製品・新サービスの開発や生産性向上など、各企業の前向きな取り組みを促進するためには、それを阻害する不公正な取引環境や不合理な商慣習の改善にサプライチェーン全体で取り組む必要がある。当商工会議所で行った調査によると、大企業との取引における課題として、「手形・売掛金の支払いサイト」、「取引価格の値下げ要請」に次いで、「大企業の働き方改革による影響」が挙げられている。大企業の要請による一方的な業務負荷や不公正な取引条件などに対する監視の強化を図られたい。

日本企業の生産性が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められるなど、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。これらの見直しや取引適正化は個社の取り組みにより実現できるものではなく、業界毎の取り組みが必要である。2016 年に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を受け、「取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画」が主要業種の 33 団体において策定されたことは評価できる。しかし、中小企業からは「大企業の購買などの現場まで自主行動計画が浸透しておらず、取引関係に大きな改善が見られていない」との声が寄せられている。政府においては、「下請法」や「独占禁止法」の運用強化や徹底、および現在 18 業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図るとともに、「自主行動計画」の取引現場におけるより一層の浸透に向けたフォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引および中小企業の取引適正化を進められたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞

- 「世耕プラン」のフォローアップを踏まえ、サプライチェーン全体の好循環実現に向けた公正な取引環境整備への取り組みの継続（「下請法」「独占禁止法」の運用強化、「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充、下請Gメンによる取引実態の調査）
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化（再掲）
- 2018 年 10 月に公正取引委員会が実施した「優越的地位にある取引先からの知的財産権・

ノウハウの提供要請等に関する実態調査」の結果を踏まえ、不当な行為を行う企業に対しては企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置の実施

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに合わせた伴走支援

1. 起業・創業を促す環境づくりと着実な成長に対する支援

わが国経済の持続的な成長のためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。しかし、わが国では、休業業・解散する企業が高止まりしている一方で、開業率は低迷している。チャレンジ精神あふれる起業が盛んに行われる、活力に満ちた経済社会を目指すためには、起業が社会的に評価される機運の醸成が重要である。わが国は、諸外国に比べて起業家予備軍が少ないことから、若年層の起業・創業に対する関心を喚起する取り組みが必要である。高校や大学などの教育の現場において、起業家教育によるアントレプレナーシップの醸成に取り組まれない。

創業初期企業が創業後5年間で迎える、いわゆる「死の谷」を無事乗り越えるためには、創業前の事業計画策定やブラッシュアップのほか、安定した資金調達も大きな課題である。資金力、信用力に乏しい創業初期企業に対しての、金融機関による事業性評価に基づいた金融支援の促進を図るとともに、法人税減免などの支援を図られたい。さらに、販路チャネルの少ない創業企業の業績向上を後押しすべく、既存企業とのマッチングを支援されたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する高校や大学などでの起業家教育の推進（地域創業機運醸成事業における創業機運醸成事業および起業家教育事業の継続・拡充）
- 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（事業計画策定などに対する支援、創業後5年間の法人税の減免等）
- 成長産業に絞った創業補助制度の創設
- 無担保・無保証の創業支援融資の創設
- 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充

2. 中小企業・小規模事業者に対するきめ細やかな支援

（1）地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

わが国が今後も持続的な成長を遂げるためには、中小企業・小規模事業者の支援が必要であるが、とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、2014年に制定された小規模企業振興基本法、そして今般見直しが図られた「小規模企業振興基本計画」に基づくさらなる支援が必要である。その中でも謳われているとおり、深刻な人手不足や大企業承継時代を迎える中、ICT技術の進展を好機と捉え、ICT活用による生産性向上を小規模事業者へ広げる必要が

ある。したがって、ICTツールやサービスを提供するうえでの鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務であるが、同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、収益力・財務力が脆弱である。また、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業数比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体よりあがっている。ついては、重点的な支援を行うべく、同業種の小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下）を図られたい。

また、小規模事業者への金融支援の中核を担うマル経融資制度は、経営指導を通じて経営改善に資するものであり、域内小規模事業者への伴走型支援実績増加に伴い、その利用件数も増加している。今後の小規模事業者への持続的な発展支援において必要不可欠な制度であることから、利用件数拡大に対応すべく、制度の維持ならびに予算枠の堅持を図られたい。

現在、47都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、2003年2月に発足して以来、2018年度末までに42,144社からの相談に応じ、14,153社の再生計画の策定支援を完了している。本協議会は、経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっていることから、引き続き経営改善計画の強化や事業者へのPRなど、支援体制の強化を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞

- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下））（再掲）
- マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 「中小企業再生支援協議会」など、産業競争力強化法に基づく、中小企業・小規模事業者支援体制の強化（経営改善計画策定支援の拡充等）

（２）販路開拓に対する支援

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品開発のみならず、販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業は大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める手法や効果が限定されている。そのため、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。

また、インターネット通販をはじめとするECの国内市場は、経済産業省の調査によるとBtoBでは317兆円、BtoCでは16兆円を超えるなど、年々拡大している。人的資源が少ない中で販路開拓に苦慮する中小企業が今後一層活用することが期待されており、ECサイトの開設や活用、および販売促進への支援を図られたい。

2016年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、2019年4月末時点で86,000件を超えており、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握し、自社の中期経営計画に基づくさらなる成長が期待される。引き続き、認定企業に対する、補助金申請時の加点や優先採択に加え、雇用関連助成金も含めた支援策を拡充し、本計画の普及、推進を図るべきである。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づくさらなる支援を検討されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、E C サイト導入や活用支援）
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充等

（３）海外展開に対する支援の強化

大企業のみならず、中小企業においても、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が高まっている。その方法も現地直接投資のみならず、輸出入やインバウンド対応のほか、昨今では海外向けインターネット販売（越境E C）など多岐にわたっている。2015 年度末における現地法人数は 25,000 社を超え、5 年以上増加を続けている。一方で、撤退する企業も増え続けており、中小企業にとって海外への直接投資は未だにハードルが高いものになっている。

海外展開を円滑に進めていくためには、国内外における事前調査や事業計画の策定といったフィージビリティ・スタディが重要である。事前調査や事業計画策定に要する期間は長期化することが多く、特に中小企業の関心の高い東南アジアなどの新興国では統計やデータの入手が困難であることから、支援が必要である。さらに、国内での調査のほかに海外での事前調査も必要であることから、海外展開に係る事業計画や国内外での事前調査費用を助成する制度の創設を求める。

あわせて、情報や人的資源に乏しい中小企業は、海外展開を考える際に海外展開支援機関の利用を検討するが、各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談機関の選定に悩む相談者が多く存在する。各支援機関の事業内容や特徴に関する周知活動を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、中小企業の海外展開のステージに応じた支援体制の拡充を図り、国内外一貫通貫の支援体制を確立されたい。

また、世界的なインターネット市場の拡大を背景に、越境E Cは中小企業においても徐々に注目を集め始めている。経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい手法であり、海外展開の第一歩となり得ることから、積極的な支援を図られたい。

なお、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きい。そのため、中小企業が国際認証（E UにおけるC EマークやH A C C P等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、農林水産省＞

- 海外展開に係る事業計画策定や国内外での事前調査など、フィージビリティ・スタディに係る費用を助成する制度の創設
- 海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた支援拡充による国内外一貫通貫の支援体制の確立

- 中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化等）
- 中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
- 国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
- 中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充（外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）の公募期間延長や採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善）
- ジャパンプランドの価値向上を支援するJAPANブランド育成支援事業の推進
- 日本産食品に対する各国輸入規制撤廃に向けた協議の継続、および各国輸入規制により加工食品輸出が困難な中小企業に対する支援施策の創設
- RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日本メルコスール経済連携協定など、中小企業の海外展開を後押しする広域経済連携協定の締結促進
- ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進
- 国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）事業などに係る連携強化
- コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金について、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間の大幅な拡大

3. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が数年以内に経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来している。後継者不在により廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。そのような中、昨年度の事業承継税制の抜本拡充に引き続き、平成31年度税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設された。法人・個人の事業形態を問わず、税制面から中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする制度が整ったことを、大いに歓迎する。一方で、抜本拡充された事業承継税制に対する経営者の認知度や理解度がいまだ高くはないことから、今後4年以内に都道府県に提出が必要な「特例承継計画」の策定支援をはじめ、法人・個人版ともに事業承継税制の利用を強力に推し進める必要がある。

昨年、当商工会議所が調査した結果、事業を引き継いだ年齢が30代の経営者は、事業承継後に経営革新に取り組み、業績を拡大させている割合が高く、また、30代～40代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多いことが判明した。中小企業の「価値ある事業」を円滑に次代へ引き継ぐとともに、後継者の年齢を考慮した適切な時期での経営交代を推進し、後継者が時代に合った経営を行い、企業の活力を高めていく必要がある。

中小企業経営者にとって事業承継はいつか取り組まなければいけない経営課題であるが、健康上の問題など差し迫った事態に陥らなければ、本業の経営に日々追われて対策が後回しになりやすい。そのため、まずは経営者に早期の事業承継対策の重要性について「気づき」を促進する必要がある。自社の株価を知ることが「気づき」につながったという声が多いが、当商工会議所の調査では、自社株式の算定を実施したことがないという企業が多いことから、自社株

式の算定に向けた支援を講じられたい。また、事業承継後の事業継続・経営革新に向けて、後継者の能力向上に向けた後継者教育の予算拡充や、事業承継補助金、プッシュ型事業承継支援高度化事業の拡充など、多様なニーズに対応する支援メニューの整備を強化すべきである。

一方で、近年、親族外承継の割合が高まってきている。従業員承継を希望する企業に対しては、経営者保証に関するガイドラインの一層の周知や、株式買取りに必要な資金調達などの支援を図るべきである。第三者承継においては、事業引継ぎ支援センターをさらに強化し、小規模な事業者のM&Aを推進すべきである。なお、個人事業主の事業承継時には、許認可の承継における手続きが障壁となることから、簡素化を図るべきである。

先般、事業承継時の借入に対する経営者保証解消などを盛り込んだ「個人保証脱却・政策パッケージ」が発表された。信用保証協会や民間金融機関における経営者保証に関するガイドラインの運用を徹底し、円滑な事業承継を促進されたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞

- 事業承継税制のさらなる認知度向上と、「特例承継計画」の策定に向けた周知強化
- 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継の実現
- 経営者の気づきを促進する取り組みの強化（自社株式評価額算定に対する補助制度の創設）
- 後継者塾など、後継者教育に関する予算拡充、多様なニーズに対応するメニュー整備
- 事業承継補助金の継続・拡充（経営革新計画認定企業の優先採択等）
- 経営者保証に関するガイドラインの周知徹底、事業者への指導強化（再掲）
- 小規模M&A促進、事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充、支援担当者育成等）
- 個人版事業承継税制や小規模宅地の特例の周知促進など、個人事業主の事業承継対策強化
- 個人事業主の事業承継時の許認可手続きの簡素化
- 信用保証協会や民間金融機関における「個人保証脱却・政策パッケージ」の運用徹底

4. 支援施策の分かりやすい周知と運用の改善

中小企業・小規模事業者の成長に大いに資する施策が措置されている一方、認知度は必ずしも高いとは言えない。当商工会議所の調査によると、IT導入補助金の利用状況についての問いに、そもそも制度を「知らなかった」と回答した事業者は約半数にのぼっている。「ミラサポ」などのWEBサイトなどを通じて、より多くの事業者へ支援施策に関する情報を届け、活用を促すべく、周知活動の徹底を図られたい。

また、昨今、事業者の利便性に配慮し、書類の電子化・簡素化などの配慮がなされているが、募集開始から締め切りまでの期間が非常に短く、人的資源に限られる中小企業・小規模事業者にとって対応が難しいとの声が多く上がっている。中小企業・小規模事業者へのさらなる利便性向上に向け、補助金・助成金の申請などにおけるICT活用や電子化促進とともに、十分な公募期間の設定などさらなる運用改善を図られたい。

【要望内容】＜財務省、総務省、経済産業省、内閣府＞

- 補助金・助成金など、中小企業支援施策の周知徹底
- 補助金・助成金や社会保険、税の申請・報告におけるＩＣＴ活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続・納税期限の統一化
- 十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～設置・実行までの期間拡大（再掲）
- 特許出願における審査請求、早期審査などの申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善するとともに、申請要件などについては宣誓に変更し、添付を要する証明書類の削減

Ⅳ. 機動的な景気対策の実行

わが国の経済は、2019年度の1－3月期ＧＤＰの2次速報値では年率換算2.2%になるなど、内需は人手不足対応の省力化投資が底堅いものの、個人消費は依然として力強さに欠けるなど、先行きの不透明感が増している。また、米中貿易摩擦に端を発した外需の落ち込みにより輸出が減少している。主として中国に輸出をしているサプライチェーンに所属する企業では、月間の売上が大幅に減少するなど、大きな影響を受けている。世界経済全体の先行きの不透明感にくわえて、本年10月に予定されている消費税率10%への引上げや、2020年のオリンピック・パラリンピック特需の反動減を懸念する事業者も多い。政府は平成31年度予算において、消費税引上げによる経済の影響の平準化に向けて2兆円を超える規模の臨時・特別措置を講じており、これらの施策を迅速かつ円滑に執行するとともに、今後の景気動向によっては、景気回復を最優先とした補正予算の編成を機動的に実施すべきである。

以上

2019年度第10号
2019年7月11日
第719回常議員会決議